

Q&A

COVID-19 の感染拡大を踏まえたオンライン診療の注意点は？（2021 年 1 月時点）

Q. 初診でのオンライン診療は本来認められていないとのことですが、COVID-19 の感染拡大が継続する現在、特例として平時とは異なる運用がされていると聞きました。特例措置が認められている中でオンライン診療を実施するにあたって法的観点から注意する点はありますか。

A.

1. 総論

令和 3 年 1 月現在、COVID-19 の感染拡大に伴い、厚生労働省令和 2 年 4 月 10 日事務連絡・同年 5 月 1 日事務連絡（以下それぞれ「4 月 10 日事務連絡」「5 月 1 日事務連絡」）により、オンライン診療の拡充を認めた時限的な特例措置が取られており、この特例措置は、COVID-19 の感染が収束するまでの間、実施されることになりました。また、本稿執筆時点においてオンライン診療の恒久化が謳われており、オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会においても、初診も含めオンライン診療は原則解禁とする方向で調整されています（令和 3 年 1 月現在）。そこで、ここでは、初診からオンライン診療を実施する際の注意点を中心に説明します。詳細については、厚労省の事務連絡等の内容を確認してください。

なお、平時におけるオンライン診療については、別稿を参照してください。

2. 初診におけるオンライン診療の実施

(1) 実施の判断における注意点

平時においては、初診からのオンライン診療は原則認められていませんが、特例措置においては、初診からのオンライン診療が認められ、「医師が電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が当該医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲」において実施できます [4 月 10 日事務連絡 1-(1)]。

初診からオンライン診療を実施するにあたっては、初診のオンライン診療を行うことが適していない症状や疾病等、生ずる恐れのある不利益、急病急変時の対応方針等について、患者に対して十分な情報提供・説明をし、説明内容についてカルテに記載することが求められており [4 月 10 日事務連絡 1-(2)-①-ア]、オンライン診療には適していない症状をあらかじめ示し

ておくか、予約の際などに確認しておくことが望ましいとされています（5月1日事務連絡 Q6）。

そして、オンライン診療に適していない症状については、一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会発行の「プライマリ・ケアにおけるオンライン診療ガイド」においてリスト化（例示として、重度または急性発症した腹痛、息苦しさまたは呼吸困難感、めまい、新規の抗うつ・不安・パニック発作、アレルギー反応等）されていますのでご参照ください。

なお、医師がオンライン診療により診断や処方を行うことが困難であると判断し、診断や処方を行わなかった場合において、対面診療を促すまたは他の診療可能な医療機関を紹介しても、受診勧奨に該当するものであり、医師法 19 条 1 項の応召義務には違反しません [4月10日事務連絡 1-(1)]。

(2) 実施にあたっての注意点

医学的に初診からオンライン診療を実施することが可能であると判断されたとしても、患者の基礎疾患の情報が把握できない場合の処方日数は 7 日間が上限とされ、麻薬・向精神薬に加え、特に安全管理が必要なハイリスク薬の処方は厳禁とされています [4月10日事務連絡 1-(1)]。厚労省の検討会による令和 2 年 4 月から 6 月までの報告、7 月から 9 月までの報告いずれにおいても、初診での麻薬・向精神薬等の処方などの事実が確認されており、必要に応じた指導等が検討されているようなので、ご注意ください。

(3) 実施後の注意点

初診にオンライン診療を行う医療機関は、その実施状況について、所在地の都道府県に毎月報告を行うことが必要です [4月10日事務連絡 1-(5)]。この報告は、保険診療に限らず、自由診療についても行うことが必要です（5月1日事務連絡 Q12）。

3. 研修について

平時において、オンライン診療を実施する医師は、厚労省が定める研修を受講しなければなりません。が、4月10日事務連絡による特例措置が継続している間は、当該研修を受講していない医師がオンライン診療を実施しても差し支えないとされています [4月10日事務連絡 1-(6)]。ただし、4月10日事務連絡が廃止された場合には、オンライン診療指針に定めるとおり、研修を受講した医師でなければオンライン診療を実施できませんし、情報通信機器の使用

や情報セキュリティ等に関する知識が必要となりますので、早い時期に受講することが望ましいです。

4. 最後に

特例措置としては、初診からオンライン診療を実施することができるようになっていますが、一度も当該医療機関への受診歴のない初診患者に対してオンライン診療を実施することには抑制的であるべきとの意見も散見されるようです。患者との信頼関係が構築できていませんし、患者の基礎疾患等についても十分な把握が困難であるためです。

とはいえ、初診のオンライン診療は今後も拡充されることが予想されます。厚労省のオンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会では、今後も時限的措置について3ヵ月毎に検証することになっており、令和2年11月13日の検討会では、初診のオンライン診療を適切に実施するために必要なルールについて議論されました。

今後、同検討会において、初診のオンライン診療のルールが明確化されることが予想されるため、厚労省のオンライン診療に関するホームページを適宜ご確認ください。

【参考文献】

- ・ [「オンライン診療の適切な実施に関する指針」\(令和元年7月 厚生労働省\)](#)
- ・ [「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関する Q&A \(令和元年7月 厚生労働省\)](#)
- ・ 「オンライン診療における不適切な診療行為の取扱いについて」(医政医発 1226 第2号 平成30年12月26日通知)
- ・ [「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」\(事務連絡令和2年4月10日\)](#)
- ・ [「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する Q&A について」\(事務連絡令和2年5月1日\)](#)
- ・ [オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会・議事録 \(厚生労働省\)](#)
- ・ [日本プライマリ・ケア連合学会. プライマリ・ケアにおけるオンライン診療ガイド. 大阪: 日本プライマリ・ケア連合学会; 2020.](#)
- ・ [オンライン診療の適切な実施に関する検討の見直しに関する検討会・資料 \(厚生労働省\)](#)

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ 電話・オンライン診療を導入する前に確認すべきポイント 初診から算定可能になったが注意すべき点が多い***
- ・ オンライン診療の展望 患者のために必要十分な診療を最適に組み合わせる視点が重要**
- ・ オンライン診療の現状と課題**
- ・ 遠隔医療のこれまでとこれから***

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。